

入 札 説 明 書

「広島高速道路 特定土工構造物（法面）点検業務」に係る入札手続等については、公告又は関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成方法等

入札参加申請者は、本件業務に関し、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）（以下、申請書と資料をあわせて「申請書等」という。）を提出した上で広島高速道路公社から競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格が無いと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 申請書は、様式1により作成すること。

(2) 資料は、次により作成すること。

申請書等は、特に指示のない限り各々まとめてクリップ等で左止めすること。

ホチキス止めやファイル綴りは不要である。

ア 誓約書（様式2）

① 様式2により提出すること。

イ 履行実績調書（様式3）

① 様式3により、公告2（8）に掲げる資格があることを、的確に判断できる業務の履行実績を1件記載すること。

② 様式3に記載した履行実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている業務カルテ又は登録内容確認書の写し等を提出すること。ただし、TECRIS登録データでは、公社が求める履行実績を客観的に把握することが難しい事項については、当該業務の委託契約書、仕様書、図面の写し等をあわせて提出することができるものとする。

以上により難しい場合は、様式5の「履行実績証明（願）書」を作成の上、発注者の証明を受けて提出すること。

ウ 配置予定管理技術者調書（様式4）

① 様式4により、公告2（9）に掲げる資格があることを確認できる資料（「技術士登録等証明書」又は「RCCM登録証明」等の写し）を添付すること。

② 申請時に配置予定管理技術者を特定できない場合で複数の候補者とする時は、この様式を複写してそれぞれ記載すること。

③ 記載した履行実績の確認資料として、1（2）イ②に準じて添付すること。なお、配置予定技術者としての履行実績が、履行実績調書（様式3）に記載した業務と同じである場合は、会社としての履行実績の確認資料をもって配置予定技術者としての履行実績の確認資料の添付を省略することができる。

④ 雇用関係を確認できるものの写し（健康保険証等）を添付すること。

(3) 申請書等の提出部数

3部（正本1部及び副本（写し）2部）

なお、広島高速道路公社分は正本1部及び副本（写し）1部のあわせて2部であり、残りの副本1部は確認の上、入札参加申請者に返却する。

2 技術資料の作成方法等

(1) 技術資料の作成方法

様式第1号～第8号を作成し提出すること。提出部数は3部（正本1部及び副本（写し）2部）とする。

また、作成にあたっては特に指示のない限り各々まとめてクリップ等で左止めすること。

ホチキス止めやファイル綴りは不要である。

提出時に管理技術者を特定できない場合は、3名以内で候補者を記入することができるものとし、技術者1名につき1枚作成すること。

ア 自己採点表 (様式第2-3号)

実施方針以外の評価項目について、自己採点を行い提出すること。

なお、自己採点の得点に誤りがある場合は、以下のとおり評価する。

【評価例】

- ・ 自己採点が発注者の審査の得点より高い (過大評価の) 場合は、0点とする。
(応札者の採点 4.0点、発注者の審査 2.0点の場合、その評価項目に係る最終得点は 0.0点とする。)
- ・ 自己採点が発注者の審査の得点より低い (過少評価の) 場合は、自己採点を上限とする。
(応札者の採点 2.0点、発注者の審査 4.0点の場合、その評価項目に係る最終得点は 2.0点とする。)
- ・ 自己採点が各評価項目の配点の上限を超える得点の場合は、0点とする。
(応札者の採点 6.0点、その評価項目の配点上限 5.0点の場合、その評価項目に係る最終得点は 0.0点とする。)

イ 企業の経験業務の業務成績評定点 (様式第3号)

平成28年度以降に完了及び引渡しを行った同種業務 (同種業務: 定期点検、緊急点検) の業務成績評定点 (対象業務は、国 (国土交通省)、都道府県、政令市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務に限る。ただし、資本関係のある発注者からの業務成績評定点を除く。) 3件の平均点について評価を受けたい場合は、様式第3号に記入の上、業務成績評定点の写しを添付すること。

なお、添付資料の内容及び取扱いは1 (2) イ②によること。

ウ 企業の実施体制 (様式第4号)

業務実施及び照査体制及び業務実施場所について評価を受けたい場合は、内容を記入の上、提出すること。

エ 管理技術者の資格・業務実績 (様式第5号)

① 技術者資格

技術者の保有する国家資格等について評価を受けたい場合は、その資格を記入し、証明できる資料 (「技術士登録等証明書」又は「RCCM登録証明」等の写し) を添付すること。

② 技術者の継続的学習状況

継続教育 (CPD) の取組について評価を受けたい場合は、平成30年度の建設系CPD協議会加盟団体が取得単位を証明する証明書等の写しを添付すること。

③ 同種業務実績

平成26年度以降に完了及び引渡しを行った契約金額500万円以上の同種業務 (同種業務: 定期点検、緊急点検) の経験 (対象業務は、国 (国土交通省)、都道府県、政令市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務に限る。) 及び従事役職について評価を受けたい場合は、業務実績を1件記入の上、内容を確認できる資料を添付すること。

なお、添付資料の内容及び取扱いは1 (2) イ②によること。

オ 管理技術者の経験業務の業務成績評定点 (様式第6号)

平成28年度以降に完了及び引渡しを行った契約金額500万円以上の同業務分野 (部門) (同種業務分野 (部門): 土木関係建設コンサルタント (道路部門)) における管理技術者又は担当技術者としての業務成績評定点 (対象業務は、国 (国土交通省)、都道府県、政令市、高速道路6社又は地方道路公社の発注する業務に限る。ただし、資本関係のある発注者からの業務成績評定点を除く。) 3件の平均点について評価を受けたい場合は、様式第6号に記入の上、業務成績評定点の写しを添付すること。

なお、添付資料の内容及び取扱いは1 (2) イ②によること。

カ 管理技術者の手持ち業務件数 (様式第7号)

公告日時点における管理技術者の手持ち業務件数について評価を受けたい場合は、契約金額500万円以上で契約済み (履行期間中) の管理技術者又は担当技術者となっている業務について記入すること。

なお、業務カルテ又は登録内容確認書の写し等の提出は不要とする。

キ 担当技術者の資格・手持ち業務件数 (様式第8号)

様式第4号に記載する担当技術者のうち、主となる担当技術者1名について記入すること。

① 技術者資格

技術者の保有する国家資格等について評価を受けたい場合は、その資格を記入し、証明できる資料 (「技術士登録等証明書」又は「RCCM登録証明」等の写し) を添付すること。

② 技術者の継続的学習状況

継続教育 (CPD) の取組について評価を受けたい場合は、平成30年度の建設系CPD協議会加盟団体が取得単位を証明する証明書等の写しを添付すること。

③ 専任性

公告日時点における担当技術者の手持ち業務件数について評価を受けたい場合は、契約金額500万円以上で契約済み（履行期間中）の管理技術者又は担当技術者となっている業務について記入すること。

なお、業務カルテ又は登録内容確認書の写し等の提出は不要とする。

3 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、広島高速道路公社副理事長に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 期限 令和2年3月27日（金）の午後5時00分まで

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和2年4月3日（金）までに書面により回答する。

4 設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の入手方法

設計図書等は、広島高速道路公社ホームページ(<https://www.h-exp.or.jp/>)「調達情報」からアクセスし入手できる。
なお、インターネットに接続できない場合は、下記の場所でも閲覧することができる。

ア 期間 公告の日から令和2年3月23日（月）までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

5 設計図書等に対する質問等

(1) 設計図書等に対して質問がある者は、次に従い、質問することができる。

ア 期間 公告の日から令和2年3月23日（月）までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）〔必着〕

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 様式6の「設計図書等に対する質問書」は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）することとし、一般書留若しくは簡易書留以外の郵送、又は電送によるものは受け付けない。

(2) 5（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧できる。また、広島高速道路公社ホームページ (<https://www.h-exp.or.jp/>) においても、掲載準備完了の後に掲載する。

ア 期間 令和2年3月27日（金）から 令和2年4月3日（金）までの
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

6 その他

(1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。

(2) 申請書等は返却しないが、競争入札参加資格の審査以外に入札参加申請者に無断で使用しない。

(3) 提出期限日後、申請書等の一部取下げ、差し替え及び再提出は認めない。

以上